

は、新市移行後速やかに統合する。

(5) 農地流動化関係事業の制度については、現行のまま新市に引き継ぎ、農地流動化推進員の構成、任期等については、新市移行後速やかに調整する。

(6) 市民農園の貸付料については、現行のまま新市に引き継ぎ、運営方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

(7) 地産地消事業については、新市移行後速やかに関係機関と協議のうえ調整する。

(8) 田野中川畑地かん水事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

2 林業関係

市町村森林整備計画については、新市移行後速やかに作成する。

3 水産業関係

漁港整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(2) 漁業経営構造改善事業(築いそ)については、現行のまま新市に引き継ぐ。

4 農林土木関係

(1) 県営土地改良事業負担金については、新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中並びに推進中の地区については、現行のとおりとする。

(2) 現在実施中の中山間地域総合整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(3) 現在実施中の新山村振興等農林漁業特別対策事業については、現

行のまま新市に引き継ぐ。

(4) 土地改良事業原材料交付業務については、新市移行後速やかに調整する。

(5) 農地・農業用施設災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。

(6) 現在実施中の国補林道事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(7) 林道災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。

(8) 丹原町単独林道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

□協議第44号 各種事務事業(商工観光関係)の取扱い

1 商工労政

(1) 企業誘致に関する助成については、新市移行後速やかに新たな制度を創設する。

(2) 中小企業振興資金融資制度については、合併時に調整する。

(3) 中小企業火災特別資金融資制度については、西条市の例を基本に調整する。

(4) 中小企業退職金共済制度加入促進助成制度については、東予市の例を基本に調整する。

(5) 勤労者住宅建設資金融資制度については、合併時に調整する。

(6) 勤労者教育資金融資制度については、西条市及び東予市の例を基本に調整する。

(7) 商店街振興施策については、新市移行後速やかに調整する。

商店街コミュニティ施設建設用地の駐車場としての利用について

は、当分の間現行どおりとする。

登道第一駐車場については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(8) ひうち会館、東予市産業学習館及び小松町まちづくり開発センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。

2 観光

(1) 観光イベント助成事業等については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

助成対象事業

団体	事業名
西条市	市民納涼花火大会 西条まつり・もみじまつり
東予市	おかげん祭花火大会 夏彩祭・秋祭り統一運行
丹原町	丹原七夕夏まつり
小松町	小松町ふるさと祭り だんじり統一寄せ

(2) 観光PR事業については、新市移行後速やかに調整する。

(3) 温泉施設の維持管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。

する。

都市計画審議会については、東予市の例を基本に調整する。

国土利用計画(市町村計画)については、新市移行後、新たに策定する。

□協議第46号 各種事務事業(建設事業関係)の取扱い

道路の管理等

1 市道の整備計画については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の計画を基本に策定する。

2 道路認定基準については、西条市、東予市の例を基本に調整する。

3 開発道路(指定道路)取りに関する基準については、西条市の例を基本に調整する。

4 道路維持管理事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

公共用地取得事務
公共用地取得事務については、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

公共施設(道路・公園・河川等)
公共施設(道路・公園・河川等)里親制度については、東予市の例により調整する。

愛媛県がけ崩れ防災対策事業
愛媛県がけ崩れ防災対策事業の地元負担については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

港湾施設の管理
港湾施設の管理については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

以上6件は継続となりました。

第13回 新市建設計画策定小委員会会議概要

港湾施設の管理については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

以上6件は継続となりました。

第13回 新市建設計画策定小委員会会議概要

日時 平成15年9月29日(月)
午後1時30分

場所 東予市総合福祉センター
2階会議室

審議事項

①新市建設計画(素案)について
新市建設計画(素案)の修正点について審議を行った。

委員 小松の住民説明会で、若年青少年交流館のようなものを作って欲しいというかなり具体的な施設の名称が出たが、この新市建設計画の修正では、いぶんぼかされた形になっている。もう少し具体的な記述ができないのか。

事務局 規模・内容・事業費等の検討が必要であり、また庁舎等の空きスペースの利用といったことも考えていかなければならないと思う。今後そういった内容について検討していくということで、本文の記述に留めた。

委員 今回の修正には、県からの指摘事項に基づくものか。

事務局 県との意見照会の結果、あるいは住民説明会での意見の反映、また協議会での審議結果に基づき内容がはつきりしたものである。加筆修正した。